

## 大阪市規則第59号

### 宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

宿日直手当支給規則（平成3年大阪市規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手当額) 第2条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）1回につき、 <u>6,100円</u> （入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の宿日直勤務にあつては、 <u>23,100円</u> ）とする。 [2 略]	(手当額) 第2条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）1回につき、 <u>5,800円</u> （入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の宿日直勤務にあつては、 <u>21,600円</u> ）とする。 [2 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。